

令和 3 年

# 社会文教常任委員会会議録

令和 3 年 12 月 15 日

田上町議会

令和3年第6回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年12月15日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 11番 | 池井 豊君  |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |      |       |                   |       |
|------|-------|-------------------|-------|
| 町 長  | 佐野 恒雄 | 会計管理者             | 山口 浩一 |
| 副町長  | 吉澤 深雪 | 教育委員会<br>事務局 局長   | 小林 亨  |
| 教育長  | 安中 長市 | 保健福祉課長補佐          | 棚橋 康夫 |
| 町民課長 | 田中国 明 | 教育委員会<br>事務局 局長補佐 | 諸橋 弘樹 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 今井幸代
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第38号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第39号 田上町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第40号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中  
第1表 歳出の内
- |    |                 |
|----|-----------------|
| 2款 | 総務費（1項6目、2項、3項） |
| 3款 | 民生費             |

4 款 衛生費

10 款 教育費

議案第 4 1 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 4 2 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 4 3 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

社会文教常任委員長（池井 豊君） 皆さん、おはようございます。私が委員長になってから初の委員会でございます。闊達な意見交換をお願いしたいと思います。お天気は下り坂で、何か寒々しい気もしますけれども、心は穏やかに晴れやかに質疑していきたいと思っております。

事前に副町長から連絡で、今回あした追加議案として調整中の案件の説明もされるということですが、追加予定で調整中の案件については説明ありますけれども、それについては審査をしません。事前審査になりますので、あしたそれが追加議案として提出された後、その部分についてはしっかりと審査していくというような形で、委員の皆さんも頭の中で切替えていただければと思っております。

傍聴は、三條新聞社と今井議員から傍聴の届出が出ておりますので、許可しております。

それでは、本日の委員会よろしく申し上げます。座って進行します。

町長、ご挨拶申し上げます。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。12月も半ばになりました。今委員長のほうから話がありましたように、今日は時雨模様ですが、いよいよ雪の心配をしなくてはならない頃に来たかなというふうな感じがいたします。非常に気温も比較的暖かいかなと思うと、また急に寒くなったりして、非常に寒暖差の激しい時期でもありますので、ぜひ委員の皆様方におかれましても体調管理にぜひひとつお気をつけいただきたいなと、こう思っておりますが、非常に心配といたしますか、されることが1つあります。ようやく新型コロナウイルス落ち着いてきて、県内においても新規感染者はゼロという日があったりして、非常に落ち着いた状況にあったのが、ここ数日のうちに長岡市、新発田市で小学校のクラスターというふうな形で新規感染者が結構出ております。この寒い時期を迎えて、いろいろと心配されているところはあったのですが、何かそういう感じが、心配していたところが出てきたのかなというふうな感じがして、危惧をしているところであります。

そういう中なのでありますが、昨日も総務産経常任委員会の中でお話をさせていただいたのですが、今回の12月号の「きずな」、御覧になられてお気づきでいらっしゃると思うのですが、私は毎月「きずな」をもらうと、まず一番最初に裏面の世

帯数がどうだ、人口がどうか、一番最初にそこを見るのですけれども、今回世帯数も人口数もプラス4人になっておりました。世帯数がプラスになることはたまにあったのですけれども、人口がプラスになっているということは、かつてなかったのではないかなと私思っているのですけれども、今回プラス4人ということは、これ何かの間違いなのかなと思って総務課のほうに言って、これ何がプラス4人になっているのか調べてくれと行って言っているのですが、今のところまだはっきりとした要因というのですか、戻ってきておりませんが、私にしてみれば新型コロナウイルスの関係もあって、東京から戻られている方がおられるんかなと思ったのですけれども、どうもそうではない。県内から戻るといいますか、そういう人たちなのではないかというふうな話を聞きました。実際のところ分かりませんが、今回亡くなられている方、届出がある方だけでも16人お亡くなりになられた方がおられると。その中で出生者、生まれた赤ちゃんが3人しかおらない。差引き13人であるわけですが、プラス要因になるには17人町に入ってこないでプラス4人にならないわけなのですが、これ本当に間違いでなかったらうれしいなと思っておるのですが、その辺はまた詳しく調べたいなと思っております。本当に間違いでなければいいなと思っておるところであります。

その件はそれだけですけれども、今日また皆さん方をお願いをしたいなということで、今テレビ、新聞で話題になっております18歳以下の子どもへの10万円相当の給付についてであります。これおとついで、さきおとついでしたでしょうか、総理が年内の現金一括給付も容認するという、方針を転換するという表明がございました。町としてもこの給付についてはいろいろと検討してまいりました。5万円は現金、そして5万円はクーポンというふうな形での、そうした給付の問題については検討してまいりましたが、所管の保健福祉課の今の事務量、はっきり言うと非常にパンク状態になっております。そうした事情、またクーポンを使う町の状況と、そうしたところを勘案した中で、町としても年内に一括10万円の給付をとというふうな方向でいきたいなということで考えております。議会のほうには、皆様にはどういう形で、最終日に追加提案という形になるのか、その辺はこれから調整してまいりたいなと、こう思っておりますが、いずれにしてもそういう形で町として進めたいなというふうに考えておりますので、どうかひとつご理解をお願いしたいと思います。

今日は社会文教常任委員会ということで、議案が付託された案件が6件ございます。よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案第38号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第39号 田上町国民健康保険条例の一部改正について、これ税条例と条例の違いがあるのです。それで、議案第40号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費（1項6目、2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第41号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第42号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第43号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。

これより議事に入ります。議案第38号の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。

それでは、議案第38号 田上町国民健康保険税条例の一部改正につきまして説明をさせていただきますので、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。まず、今回のこの改正につきましては、定例会初日に町長のほうから提案説明がありましたとおり、今回全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、子育て世帯の経済的負担軽減等の観点から、国、地方のお互いの取り組みとして子ども、未就学児になりますが、未就学児に関わる国民健康保険税の均等割額の5割軽減措置というものが令和4年4月1日から導入されますことから、今回所要の改正を行うというものであります。

それでは、議案書のほう、資料ナンバー16、17をお開きいただきたいと思いますし、あわせて前もって参考資料として令和3年第6回田上町議会国民健康保険関係条例の改正内容というA4一枚物のこういうものがあるかと思いますが、それを出していただいて、説明のほうお聞きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 課長、確認したい。冒頭に言ったのは、全世代対応型国民健康保険、全世帯対応型なのか、どっちだ。

町民課長（田中國明君） 全世代です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 世代。

町民課長（田中國明君） 世代。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 世代ね。

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 続けてください。

町民課長（田中國明君） はい。

よろしいでしょうか。それで、今回改正がなされるのが資料ナンバー16のところの新しいほうの後段の2というのがありまして、下から3行目になりますが、国民健康保険税の納税義務者云々というところに線が入ってしまっていて、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の基礎課税額、それから後期高齢者支援金等の課税額の均等割を減額するという内容になります。

それで、参考資料のほうを見ていただきたいのですが、まず医療分というのがこの真ん中の表のところにあるかと思えますけれども、その隣に支援分というのがあります。医療分というのがまず今1人当たり2万1,900円、田上町の国保では課税しております。それから、支援分というのを1万1,800円課税しているところがあります。基本的にそれらを5割軽減をしていくという形になります。それで、まず最初に医療分のほうから説明をさせていただきますが、これ順番が条例の条項とこちら参考資料のほうの順番が逆で、大変申し訳なかったのですけれども、まず医療分、基礎課税額のほうから申しますと、資料ナンバー17のほうでいいますと、片仮名のエというのが真ん中あたりにあるかと思えますが、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯、1万950円というものを新たに追加を条例上していると思います。それを参考資料で見ますと、所得による軽減なしという方が7世帯8人いるという状況であります。この状況については、10月末現在の状況でありますけれども、ここがまず1万950円になります。そうすると、田上町での影響額としては、この分で2万1,900円を5割軽減しますから、1万950円ということがこのエになります。それから、同じくその隣に支援分というのがありますが、支援分というのはこの(2)になりまして、資料ナンバー17の(2)、後段のほうの下から3行目のところにまたエということで、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯ということで、5,900円今回追加をさせていただきます。これが先ほど言いました支援分、後期高齢者支援金分になりますが、その分が5,900円に軽減されるという内容であります。以下そういうふうな形でこれ見ていただければいいのですけれども、2割軽減の人でいいますと、田上の今の国保の状態では6世帯9人いらっしゃるということで、基礎課税額、医療分については7万8,840円、支援金分については4万2,480円という影響があると。それから、5割軽減につきましては2世帯3人の未就学児がいらっしゃるしまして、そこへの影響額としましては、医療分が1万6,425円、後期高齢者支援分が8,850円という形になります。7割軽減を受けていらっしゃる方が5世帯5人いらっしゃるしまして、1万6,425円、支援金分が8,850円ということで、それら全部合わせますと軽減を田上町の国保で受けられる方というのは20世帯25名

の未就学児がいるという状況であります。これは、当然4月1日から施行になりますから、この状況は変わりますが、10月末時点ではそのような状況になっているということで、医療分としては19万9,290円、支援分としては10万7,380円ということで、合計で30万6,670円影響があるだろうということであります。参考資料の一部改正の一番下のところになりますけれども、その割合といいますのが、国保加入世帯の状況としましては1,663世帯で、全体の1.2%がそれに該当するという部分でありますし、被保険者数としまして2,636人ということで、割合としては0.9%であるということであります。それから、これ当然軽減するわけでありますから、これを国保で持つというような形になるのですけれども、財源措置の関係になります、国から2分の1の支援を受け、県から残りの4分の1の支援を受けます。そうしますと、田上町の負担分としては7万6,667円が田上町の負担分になるわけですが、この軽減分につきましては一般会計から繰入れをしていただくということになっていまして、財源は交付税で算入されてくるというようなことで今のところ制度設計がなされているというところであります。それで、結果的に所得軽減がない方は5割を軽減しますので、単純に5割になります。例えば7割軽減対象の未就学児の場合は、7割を軽減した残りの3割の半分を減額することから、結果的に8.5割の軽減になるというような形になります。そうしますと、5割軽減の方でいうと7.5割の軽減、それから2割軽減の方でいいますと6割の軽減というようなことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その他、今回の法律の改正に基づきまして条項が移動した関係で、それら条項の整理をしております。そういう形でお願ひしたいと思います。私のほうの説明は以上であります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） これ結構複雑な数字の動きでしたけれども、それでは、質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いします。

6番（中野和美君） 令和4年4月1日から導入されるということで、とても歓迎しています。ただ、私9月の一般質問でもさせていただいたと思うのですが、今ここの軽減のある世帯だけでも負担額計算すると30万6,000円。今いろいろ聞いたらもっと複雑な計算になるようなのですが、せめてこの30万6,000円だけでも国保の予算等の中から捻出できるのではないかなと、田上町とはなっていますが。というのは、田上町は子育てに力を入れているというのを表向きで頑張っているわけなので、この軽減の人たちもしくは全員にさせていただければ一番ありがたいと思うのですが、国保の方、そこまでは無理としても、この軽減措置が適用になっている方だけでも、今計算すると8.5とか6割の減額になるということではあ



るのですけれども、その差額分を補填していただいて、生きた税金の使い方をしていただけたらなと私は感じています。この軽減措置、大幅な軽減であるわけなのですが、追加で田上町独自の、9月にも一般質問させていただいて、当面はその予定はないということだったのですけれども、4月1日に導入されるので、それに追加で考えていただくような余地がありますかどうかお尋ねしたいのですが。

町民課長（田中國明君） 基本的には、国の制度の中で対応していきたいという考え方です。なお、ここの今回の制度改正に至るまでには、平成27年からこのようなことで各保険者等からそういう意見がなされ、様々な議論を経た中でようやくここまで一歩前進したというような状況でありますので、町としましては独自でその部分に対応していくということよりも、まず町としてもそういう声を上げながら、もう少し制度拡充に向けて取り組んでいきたいという考え方でいるところであります。

6番（中野和美君） それでは、声を上げ続けていただきまして、今後の進展を期待いたします。よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質疑ございませんか。

ないようなので、質疑を打ち切ります。

それでは、続いて議案第39号の説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書8ページをお願いしたいと思います。議案第39号 田上町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

今回この改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、出産育児一時金の支給額の見直しが行われました。その内容としましては、産科医療補償制度の掛金の見直しがなされたということで、従来1万6,000円であったものから1万2,000円に引き下げたという改正がなされたことから、今般その施行が令和4年1月1日から施行されるということで、今回条例の改正をお願いするということでもあります。

それで、ここの部分につきましては、議案書ではなく先ほどの国民健康保険関係条例の改正内容という資料の下段のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。まず、被保険者が出産された場合に出産育児一時金としまして40万4,000円を支給することになっておりまして、それで産科医療補償制度に加入しております分娩機関で出産した場合に、産科医療補償制度の掛金分の費用1万6,000円を加算し、今保険者には42万円を支給しているという状況であります。今般、産科医療補償制度の掛金が、先ほど申しましたように、1万6,000円か

ら1万2,000円に引き下げられることになったため、出産育児一時金の支給額を、個人に行く分ですけれども、その分を4,000円増額するということで、総額を維持するような改正になっているところでもあります。下の表を見ていただきたいのですが、現行としては出産育児一時金としては40万4,000円、それから加算額ということで、これが産科医療補償制度の掛金になるわけですけれども、1万6,000円、それで合わせて出産育児一時金として42万円をお支払いしているということでもあります。改正後は、出産育児一時金が40万8,000円に変わりまして、加算額が1万2,000円で、総額は変わらずという内容であります。内輪のやり取りといたしますか、そういう改正になります。産科医療補償制度というのは、その一番下の囲みの中にその目的等書いてあるわけでありましてけれども、新潟県内の状況でいいますと、新潟県内の助産所とか様々そういう診療所等の機関は100%加入している状況でありますので、よろしく申し上げます。

それで、過日の議会運営委員会のときに中野委員のほうから質疑があったということで、それに対して若干お時間をいただきまして説明をさせていただきたいと思っております。まず、新潟県内の令和3年度におきます出産育児一時金の支給の状況でありますけれども、基本的に42万円以上支給をしているところが5市町村あります。それで、最大は48万円という市町村がありますし、あとは44万円というのが1市町村、あとは43万円ということで3市町村という状況であります。それ以外の25の市町村につきましては、法で定められている42万円の支給を行っているという状況であります。それまた全国的にはどうかということでもありますけれども、そこまでなかなか追えなかったのですが、最大で50万円を一時金としてお支払いしている市町村も私が調べた中ではありました。これ関東圏のほうの市町村でしたが、そのような状況であります。それで、田上町としては保険者として法で決められている42万円ということで支給をさせていただいているという状況でありますので、よろしくお話ししたいと思います。

私の説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 町民課長、せっかくなので、48万円と44万円と43万円の市町村名、明らかにできますか。いいですか。

町民課長（田中國明君） 48万円の市町村は粟島浦村です。それから、44万円が燕市と。

それから、43万円が小千谷市、津南町、出雲崎というような状況であります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

議案第39号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言を願います。

6番（中野和美君） 調べていただきましてありがとうございます。

それで、この42万円、国民健康保険の42万円なのですが、今回保険料掛金の減額に伴い一時金を増額ということで、減らさないでそのまま維持していただいたことに関してはとてもありがたく思っておりますが、社会保険のほうも42万円で金額は一緒なのだそうです。ただ、出産のときに病院に払う金額というのは、プラス15万円かかるそうです。ですから、42万円頂いても必ず15万円以上は出産費用にかかるわけなのです。病院に払うだけでもプラス15万円なので、それ以外のもろもろの経費を考えると本当に若い夫婦には大変な出費になってきますので、うちの会派のほうの要望書でも入れてありますけれども、出産された方に何かもう一つ出産の祝金というものを出してほしいというふうな要望をさせていただいているのですが、その辺のご検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。42万円プラス15万円ということは57万円、病院に払うだけにかかるわけなのですが、その金額が払えないために出産を諦めることのないようにしたいと思ひます。男性はあまり感じないかもしれないのですが、女性が出産を諦めるということはとても心の傷になります。そういうことで、資金がないために出産を諦めることのないように支援を考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのような考え方をこれから田上町も、栗島や燕、小千谷、津南、出雲崎のような考え方ができるのかどうか、検討の余地があるのかどうかお聞かせください。

社会文教常任委員長（池井 豊君） すみません、質問の趣旨が分からないのですが、出産一時金を増やせというのか、それともお祝金を出せというのか、2つの発言が混在していましたけれども、整理してお願いします。

6番（中野和美君） どちらでもよろしいです。ただ、制度的には、独自にやる、42万円プラス追加でされるのがよろしいのかなと私は考えていますが。

町民課長（田中國明君） 今ほどの中野委員がおっしゃられました15万円というのは、私もどういふものなのかというの承知しておりませんが、私が調べた限りで、出産費用の状況ということで全国的な、これ令和元年度の速報値でありますけれども、全体として公的病院、私的病院、それから診療所を含む総体的な平均値としては、46万217円という数字が出ています。それから、新潟県、これは公的病院だけです。公的病院というのは、国公立病院、それから国公立大学病院、それから国立病院機構等ということになっておりますけれども、その平均値としましては、新潟県で46万6,526円という数字が令和元年度の速報値で示されていると

いう状況でありまして、今ほど中野委員が言われます15万円というのとは少しかけ離れているのかなというようなことで考えているところであります。それで、出産育児一時金につきましては、保険適用にならないわけです。だから、それなりのお金が必要になってくるというようなことで、仮に例えば分娩が42万円までかからなくて38万円で済んだというようなことであれば、残りの42万円に満つるまでの4万円というのは個人に給付するような形になるわけです、出産育児一時金です。ですので、そのようなことから考えますと、多少の持ち出しはあるにしても、恐らく90%以上カバーできているのかなというふうなことで考えているところでありますし、あとそれからお祝金の性質ということになりますと、今言っている一時金とはまた別な視点に、先ほど委員長もおっしゃられましたが、なるかと思しますので、私のほうでは今のところそこについては答弁は差し控えさせていただければと思っております。

社会文教常任委員長（池井 豊君） すみません、町民課長、私控え切れなかったので、国公立の病院で産んだとき、私立は46万217円、国公立は46万幾らだか、もう一回お願いします。

町民課長（田中國明君） すみません。全体で、公的病院、それから私的病院、それから診療所を含めて平均値として46万217円というのが令和元年の速報値で出されているところであります。

（国公立は……の声あり）

町民課長（田中國明君） 都道府県別で見ると、速報値で、公的病院と言われるもののその平均値が新潟県では46万6,526円という数字を説明させていただいたところです。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

中野委員、出産お祝金については、多分総務課の担当になるということなのでしようか、お祝金という性質になると、町民課ではなくて。副町長、そこら辺、お祝金となるとどこの担当課になる。お願いします。

副町長（吉澤深雪君） 今の中野委員の質問であります。子育て、人口対策というような面で言えば、政策推進の総合戦略の中での対応というふうなことになるかと思えます。それについては、またそういう要望を含めて検討させていただきます。

6番（中野和美君） 要望含めて検討してくださるということで、ぜひその方向でよろしく願いいたします。というのは、きっとこれ本当の純粋な分娩費だけだとその金額なのだと思います。でも、実際入院しますとそれ以外のいろんな経費かかって

まいります。実際私が何十年前、30年近く前に出産したときでも45万円はかかっていたと思うのです、病院に払う金額が。ですから、この実際の金額以外にいろんな資金、いろんな経費がかかっているはずですので、それを補填してほしいと私は考えております。その辺要望を踏まえまして、今後よろしく願いいたします。

9番（熊倉正治君）　そもそも国保でこの出産一時金どのぐらい支払っているのか、決算のときにも話をどなたか聞いたのかなとは思いますが、過去平均的でもいいですが、今数字が分かれば、国保の分どのぐらい、何人分ぐらい払っているのか。この参考資料からいけば、10月末時点で加入状況が1,663世帯、被保険者2,636人というのが今の国保の加入者全体の数字だと思うのですが、この中で何人ぐらい払っているのかという。

町民課長（田中國明君）　大体平均しますと、近年少なくなってきておりまして、3件程度にとどまっているところであります。

9番（熊倉正治君）　40人ぐらいしか産まれていないのだから、その程度だろうなと思っておりましたが、ただ国保の加入状況と被保険者の数、私も結構見ているのですけれども、年々減ってきているのではないかなというふうに思うのですが、その辺の減っていく状況というか、原因というか、何かその辺押さえてあるものはあるのでしょうか。

町民課長（田中國明君）　基本的に国保の被保険者から後期高齢のほうに移行していく世代が多いということで、今後今ほどのこの部分につきましては毎年もっと増えていくであろうと、100人以上増えていくということで、今国保のほうでは見ています。今後8年間あたりで今国保に入っているうちの、年間100人ちょっとずつです。1,000人くらいの方が国保から後期高齢のほうに移っていくのかなというようなことで考えております。あとそれともう一つは、新しく社会保障制度も改正されまして、事業所でいうと今まで社保に入らなくてもよかった方たちが今後またそういう制度改正があって社保に入っていくというような状況もありますので、そういうようなことから国保の被保険者としては減少していくのではないかという見通しを立てているところであります。

社会文教常任委員長（池井　豊君）　ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第40号、歳出のほうの説明をお願いします。

副町長（吉澤深雪君）　議案第40号の説明に入りますが、冒頭、私のほうからお話をさせていただきます。

最初に、委員長あるいは町長からお話がありましたとおり、18歳以下への子ども・子育ての支援金の関係、その関係のお話、それとあと今回の補正で大きな問題が2つありますので、合わせて3点お話をさせていただきます。

まず、子ども・子育ての給付金の関係であります。今回の補正で年内に、予定としては12月24日に児童手当の給付者、受給者全てに5万円を振り込むということで今回上げさせていただいております。そうではあったのですが、おとといですか、国会での岸田首相の発言にあるとおり、年内に全額現金で一括給付することも容認するというようなことを受けまして、そうであれば住民に速やかに、住民にとっては全額を受け取ることは当然喜ばしいことでもありますので、私どもも政府がそういう方針であれば、容認していただけるのであれば、速やかに全額を給付していきたいということでもあります。クーポンという話もありましたが、それは田上町でクーポンをとというのなかなか、進学、進級を迎える子どもにとって、家庭にとってなかなかそういう店でそろえるというのは難しいかなということを考えていますので、どちらにしろ現金給付というふうに考えておりました。ただ、それを分けようと思ってはいたのですが、年内の給付も認めるということでもありますので、ぜひとも今回そういう形で、12月24日ですか、各世帯に振り込んでいきたいというふうに今考えております。それに当たっては、明日最終日迎えますが、大変急な話なのであります。それについてまた議長とこの後、委員会終わった後に協議した中で、追加提案の形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

(副町長、日付間違えている。24日じゃなくて27日の声あり)

副町長(吉澤深雪君) ごめんなさい。24日と言いましたが、12月27です。すみません。申し訳ありません。それが1点目であります。

もう2つなのですが、今回の補正で児童手当の関係なのであります。歳出では1,000万円ほど大きく増額しております。これについては、児童手当ですから、そんなに大きな増減があるはずはないのであります。当初予算の見積りが甘かったというか、担当者の勘違いがありまして、大きく不足するような事態になりました。担当課のチェックが甘かったのであります。それでも執行側として大きな問題でありますので、こういうふうなお粗末な誤りがないようにもっと慎重に、今後の予算組むに当たっては慎重を期して計上いたしますので、何とか今回はお認めいただきたいということをお願いいたします。

あわせて、もう一つ、今回新たに灯油購入費補助ということで提案いたしま

したが、その中ですごく時間がない中で慌てて予算を計上したものでありますから、対象世帯を余裕を持たせ過ぎました。余裕を持たせ過ぎまして、2,000世帯が対象、非課税世帯2,000世帯というようなことで計上いたしました。今町民課のほうで精査すると大分それが多過ぎたなということで、半分ぐらい、1,000世帯ぐらいになるかなということでありますので、明日また追加提案する中で、ある程度調整していきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でありますので、あとそれぞれ個別の説明に入ります。

会計管理者（山口浩一君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案第40号、令和3年一般会計補正予算の歳出について説明をさせていただきます。

議案書21ページお聞きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、6目会計管理費でございますが、21万4,000円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、令和4年2月9日で指定金融機関との現契約が満了し、引き続き加茂信用金庫に指定金融機関をお願いする形になるわけですが、契約更新に当たりまして、派出の廃止、それから新たな手数料が発生するということでありますので、内容については10月の全員協議会でご説明させていただきましたが、派出がなくなることによって月額22万円の派出手数料の減。それから新たに公金取扱いの事務手数料ということで月額11万円ということが発生しますので、それらの追加。それから口座振込に係る手数料、1件110円ということで、2月、3月で3,100件ほどを見込んだ数字を計上させていただきました。それから、2月については2月9日までということで、月の途中になりますので、日割り計算をして算定をさせていただきました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

町民課長（田中國明君） 続きまして、議案書の22ページをお願いしたいと思います。

中段になりますが、2項徴税费、1目税務総務費の関係でございます。今回9万4,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思っております。まず1つは、3節職員手当の関係でありまして、これにつきましては29万円の増額をお願いするという内容でありまして、職員の扶養手当、それから児童手当の補正でありまして、令和3年7月に新たに出生した職員が1人いまして、その関係で今回増額をお願いするという内容でございます。それから、共済費の関係でありますけれども、38万4,000円の減額であります。ここににつきましては、年間の標準報酬月額確定によりまして、今回減額をさせていただくというものであります。ここについては、職員7名分の共済組合の負担金ということでございます。

それから、3項1目戸籍住民基本台帳費の関係になりますが、9万8,000円の増額をお願いするものであります。それで、この内容としましては、まず最初に説明欄のほうですが、職員手当等の関係で職員の時間外勤務手当63万5,000円を増額させていただきたいということでありまして、住民係職員1名がまた1月末から産休の予定でありまして、町民課の窓口といたしまして2月、3月は人の利用が非常に多くなる時期で繁忙期となるため、若干時間外のほうの追加を増額をお願いさせていただきたいということでありまして、それから、共済費については14万1,000円、これにつきましても先ほどと同じように年間の標準報酬月額確定によりまして減ということで、ここも職員7名分でございます。それから、12節委託料の関係でありますけれども、次ページ、23ページ見ていただきますと戸籍システム符号取得関連作業委託料ということで、今回令和3年度の予算を計上させていただいていたのですが、その日程が法務省のほうから町のほうに通知が来まして、田上町は令和3年度ではなく令和4年9月12日にその日が決定したと、この作業の日が決定したということで、当初予算で計上させていただいておったのですが、今回その委託料の減額をさせていただいて、また新年度予算、令和4年度予算で新たに計上させていただきたいということで今回減額をお願いするというものであります。

私の説明は以上で終わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） おはようございます。保健福祉課課長補佐の棚橋と申します。

はじめに、このたびの補正予算計上におきまして保健福祉課の事業、今ほど副町長からお話ありましたが、児童手当事業におきます積算誤りによりまして大きな増額補正をお願いしておりますことと、あと灯油購入費助成事業におきまして世帯数の過大計上によりまして大きな数字の違いがありまして、大変申し訳ございませんでした。以後慎重に業務を行いまして、気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3款の説明のほうに入らせていただきます。議案書23ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費121万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄になりますが、社会福祉総務事業、まず1節報酬におきまして、事務補助員報酬41万2,000円を増額をお願いするものです。こちらにつきましましては、保健福祉課職員が1月から育児休暇に1名入る関係で、事務補助員1名をお願いするものでございます。続きまして、3節職員手当等、通勤手当1万5,000円を増額につきましましては、職員の引っ越しにより通勤手当が増となりま



したので、その分の増額をお願いするものです。4節共済費、共済組合負担金につきましては、標準報酬月額年額の確定によりまして、福祉係9名分の職員の負担金9万7,000円の増額をお願いするものです。その次、社会保険料につきましては、育児休暇の事務補助員に伴います6万5,000円の増額をお願いするものです。その次の8節旅費、費用弁償1万3,000円の増額につきましても、事務補助員の通勤手当の増額をお願いするものです。続きまして、27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、後ほど国保会計のほうでご説明申し上げます。

続きまして、3款1項2目老人福祉費125万8,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、老人福祉事業におきまして、まず18節負担金補助及び交付金82万5,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、高齢者障害者向け住宅補助金ということで、住宅改修の補助を行っておりますが、当初見込んでいたよりも実績、申請件数が増えておりますことと、今後年度末までにまた件数が多く見込まれていることから、82万5,000円の増額をお願いするものでございます。当初予算で3件見ていたものが、実績では9件ほどまで伸びてくる可能性があるということで、その見込みを含めまして増額をお願いするものです。続きまして、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金4,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、令和2年度の事業費の確定によりまして、低所得者保険料軽減に係る繰り出し分ということで、4,000円の増額をお願いするものです。また、後ほど介護保険特別会計のほうでご説明申し上げます。続きまして、次のページ、24ページになります。後期高齢者医療特別会計繰出金42万9,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、後ほど後期高齢者特別会計のほうでご説明申し上げます。

私の説明は以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。

それでは、議案書の24ページ下のほうになりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費9万8,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうお願いします。児童福祉総務事業、3節職員手当等で17万5,000円の減額となりますが、こちらにつきましては幼稚園職員の世帯状況の変更によりまして、住居手当及び通勤手当が減額となるため整理をさせていただくものです。4節共済費、共済組合負担金で7万7,000円の追加となります。こちら先ほど来説明がありますように標準報酬月額の確定によりまして整理をするものです。こちら27名分となっております。

続いて、2目児童運営費597万円の追加をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。幼稚園運営事業ということで、12節委託料、広域入所委託料ということで、378万6,000円の増額となります。こちら本日お配りいたしました補正の説明資料のほうを御覧いただきたいと思います。こちらのほうですけれども、広域入所の委託料ということで、4月に1人、それから5月に2人、加茂市から田上町に転入をされまして、転入前に通園していた加茂市の宝が丘保育園に引き続き通園をしたいということで、広域入所児童数が増となりまして、委託料に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。当初8名の人数で予算計上しておりましたが、3名追加となるということで不足分を計上させていただくものです。続いて、議案書のほう戻りますけれども、幼稚園運営その他事業ということでございますが、25ページのほう御覧いただきたいと思います。10節需用費、修繕料ということで42万4,000円の増額をお願いするものですが、こちら幼稚園の防犯カメラのレコーダーが故障しまして録画できなくなったため、レコーダー本体を交換したいというもので計上させていただくものであります。続いて、22節償還金利子及び割引料でございます。こちらのほうなのですけれども、本日配付の資料を御覧いただければと思います。22節償還金利子及び割引料ということで176万円の増額となります。こちら令和2年度実績によりまして、国庫負担金、県費負担金、それから国庫交付金、県費交付金の額が確定いたしましたので、返還が必要となったため追加をお願いするものでございます。1つ目の子どものための教育・保育給付費国庫負担金の返還金でございます。こちら8万1,000円の追加になります。こちらの拠出金充当額の過不足の調整ということで書いてあります。続いて、子ども・子育て支援交付金国庫補助金の返還金ということで79万8,000円になります。こちら児童クラブ利用児童数の減と、あと一時預かりの延べ日数がそれぞれ減となったことから返還が生ずるものでございます。子ども・子育て支援交付金の県費補助金の返還金ということで79万8,000円、こちら国庫の補助金と同様の理由となっております。子育てのための施設等利用給付交付金国庫交付金の返還金ということで5万5,000円。こちらのほうですけれども、幼稚園での預かり保育の利用日数、時数が減ったことによりまして、返還を生ずるものでございます。子育てのための施設等利用給付交付金の県費交付金の返還金2万8,000円、こちら今ほどの国庫交付金同様の理由となっております。

児童福祉費のほうは以上で終わります。説明交代いたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君）　続きまして、3款2項3目児童手当費985万2,000円

の増額をお願いするものでございます。説明欄になります。児童手当事業、まず12節委託料につきましては、電算業務委託料ということで、児童手当制度の改正が予定されておりますことから、児童手当制度改正実施円滑化事業によりましてシステム改修事業、補助事業になりますが、こちらを予定しております。改修の内容が2つありまして、1つは現在の児童手当の特例給付所得のその中の限度額の上限、上のほうにいらっしゃる方の改正対応ということで、令和4年10月から現行の特例給付者の中の、その中でも上位のほうの方の特例給付というものが廃止になるということで、それに対応するシステム改修になります。これが25万8,500円になります。それからもう一つが、現在児童手当、毎年現況届というものをいただいておりますが、今後マイナンバーカード等を取得した場合に、それを利用して原則現況届が廃止されるということで、それに係ります対応ということでのシステム改修になります。29万2,600円の改修ということになりまして、この2つを合計しまして55万2,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、19節扶助費になります。すみません、事前に保健福祉課のほうから配付させていただきました、社会文教常任委員会の保健福祉課資料ナンバー1、A4の1枚の紙をお手元にご準備いただければと思います。真ん中に児童手当事業と書いてある横判のA4のものになります。こちらを使いましてご説明申し上げます。よろしいでしょうか。10節扶助費におきまして、こちら児童手当事業、児童手当そのものの本体の給付に係る費用になります。このたび、一番上の行になりますが、19節扶助費の合計ということで、当初予算額1億1,025万円に対しまして、今後の見込みを含めると1億1,955万円ということで、今回930万円と大きな増額をお願いするものでございます。その下に1から6番ということで、便宜上6番まで番号を振らせていただきましたが、項目としてはこの6つの項目に分かれておりまして、この中で今回網かけをさせていただいております1番と3番につきまして、私どもの当初予算作成時に誤りがありまして、その誤りにこのたび気づきまして、そこで今回補正させていただいたものとなります。まず、一番上の1番、3歳未満被用者分につきましては、3歳未満被用者というのは、加入すれば年金の種類によって分けられておりまして、厚生年金ですとか共済加入者の方がこの被用者分というところに入りますが、3歳未満の方、右のほう、説明欄を御覧いただきますと、当初予算作成時には1,175名ということで見込んでおりましたが、実際には見込みとしては958人という見込みです。1人当たり1万5,000円です。本来当初予算作成時には3歳になるとその月以降、今度ここで言いますと小学校終了前第1子・第2子とい

うことで3番のほうに区分が移りまして、支給金額1万円ということになるところを、3歳に移る人数を正しく算出しておりませんで、そのまま人数を残しておいてしまいまして、その分過大な計上になってしまいました。合計、このところで325万5,000円分の過大計上になっておりましたので、今回この分の減額をお願いするものでございます。それから、先に3番のほう説明申し上げますが、3番のところ、網かけしてあるところですが、小学校終了前第1子・第2子分です。こちらにつきまして、3子になるとまた次の4番のところに移るのですが、3歳以上、小学校終了するまで、おおむね3歳から12歳くらいの方になりますが、第1子、第2子分ということで、当初4,765人を見込んでおりましたが、実際見込みとしては5,895人でした。その下の黒い点のところの説明書き、書かせていただきましたので、それを読みますが、当初予算作成の際、本当は第1子、第2子、第3子以降、それらの人数を全部合計したところから第3子以降の数、第3子以降の分だけを引くことによって第1子、第2子的人数、合計数が出るところを、第1子と第2子を足したところから第3子以降分を引いてしまっておりました。その関係で第3子的人数が足りなくなりまして、今回補正額1,130万と大変大きな額の補正をお願いすることになってしまいました。大変申し訳ございません。あとほかの2番、4番、5番、6番につきましては、通年の転入転出ですとか出生等によりまして、移動がある部分の整理を今回一緒に併せてさせていただいたものとなっております。当初予算作成の際、誤って人数を算出してしまったものを、その後担当課において確認をした中でも気づかず、そのままこの時期になってようやくここで新年度予算の作成、それからあと児童手当、年に3回、6月、10月、2月に支給するのですが、そのちょうど2回目の支給の時期というのがありまして、そこでようやくこの誤りに気づいたところでは、担当者はもとより、上司である私も本当に確認不足でしたので、今後このようなことがないように、いま一度よく確認して業務を進めてまいりたいと思いますので、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書のほうにお戻りください。議案書27ページのほうを御覧ください。4款のほうに移らせていただきます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費551万8,000円の増額をお願いするものです。説明欄になります。保健衛生総務事業におきまして、共済費、共済組合負担金ということで、先ほど来ご説明申し上げます標準報酬月額年額の確定によりまして、保健係8名分の負担金18万5,000円の増額をお願いするものです。続きまして、その他事業、繰出金533万3,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、国民健康保

険特別会計繰出金となりますので、後ほど国保会計のところでご説明申し上げます。

続きまして、2目予防費240万2,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、健康増進その他事業におきまして、委託料、電算業務委託料240万2,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業ということで国の補助事業になりますが、今の健診結果を全国統一していろいろと整理することによりまして、それを全国で活用できる、それから個人においてもマイナンバーカードを取得することによって、個人が自分の健診結果を利活用できるということにするためのシステム改修になります。こちらにつきましても2つのものがありまして、まず1つが健診機関からその結果を全国統一的な標準的な形で受け取り、それをそれぞれの市町村で情報として持つための全国標準課を行うためのシステム整備、こちらが34万4,300円の事業となります。それからもう一つは、マイナンバー対応ということで、こちら市町村間における転出入の際の健診結果の利活用ということで、マイナンバーの照会を通じまして各市町村間で連携できること。それからマイナンバーカードを取得されている個人の方の自分の健診結果を使って確認できるというための改修となります。こちらが205万7,000円の改修となります。合計が240万2,000円の増額をお願いするものとなります。

続きまして、5目新型コロナウイルス対策費7,743万9,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄になりますが、新型コロナウイルス対策総務事業、職員手当等、時間外勤務手当5万1,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金事業に係る対応分ということで5万1,000円の増額をお願いするものです。続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業です。事前に配付いたしました資料ナンバー2のほうをお手元にご準備ください。A4の上の一枚紙となります。よろしいでしょうか。こちらにつきましては、先ほど副町長のお話のところでもありましたが、子育て世帯への臨時特別給付金事業ということで、今回の補正では1人当たり5万円の支給額をお願いしているものでございます。

この紙に沿って順番にご説明申し上げますと、まず目的としましては、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、子育て世帯を支援するため臨時特別給付金、ここでは先行給付金を支給するというところで、全体で10万円となるのですが、そのうち当初5万円を先に現金という部分は、当初前のところでは、先行給付金というふうに呼んでいましたので、ここにそのまま残っておりますが、その先行給付

金についてであります。その下に米印で、子育て世帯等臨時特別支援事業として10万円相当の給付を実施するうちの先行給付として5万円の現金を迅速に給付ということで書かせていただいております。

支給額につきましては、対象児童1人につき5万円。今回の補正予算の計上額、本体分につきましては6,470万円ということで、5万円掛ける対象者見込み1,294人、そのうち中学生以下が1,044人、それから高校生が250人と見込んでおります。このたび明日の追加提案のところでこの5万円というところを、本体分を今度10万円、差引きになりますので、追加ではもう5万円分掛ける1,294名ということで、プラスで6,470万円の増額の提案をさせていただき予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

対象児童につきましては、①、②、③とありまして、まずは①番、令和3年9月分の児童手当支給対象児童、今現在9月分の児童手当を受給されている方。それから②番としまして、令和3年9月30日時点で高校生などの児童、高校に在学してなくてもこの年代の方というふうに捉えていただければと思います。それから、③番として、令和3年9月1日から令和4年3月31日生まれの児童手当支給対象の児童、新生児等になるかと思っております。下の米印ですが、ただし①から③の場合でも下記の支給対象者が児童手当の所得制限限度額を超える場合は対象外ということで、児童手当の制度におきまして所得制限というものがあまして、その所得制限を超えた方につきましては、児童手当の支給対象とはなっておりません。ただ、そこで特例給付ということで5,000円だけ、その方特例給付ということで受給されているのですが、この児童手当の趣旨といいますか、法でいいますと児童手当としては特例給付というのは児童手当ではないということになっていきますので、そういった意味で今回の支援給付金につきましては、特例給付の方は対象外ということで国のほうでなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、支給対象者につきましては、上記の対象児童を養育する保護者のうち、生計を維持する程度の高い方、児童手当を受給されている方というふうに考えております。

それから、支給方法になります。これ2つに分かれるのですが、まず上のほう、申請が不要な方、令和3年9月分の児童手当を受給している方、この方につきましては町のほうで児童手当の口座を把握しておりますので、そちらのほうに申請なしで、プッシュ方式と言われていますが、こちらのほうから振込を予定しております。一応振込日は今の予定では12月27日月曜日になりますが、振込を予定しております。

それから、申請が必要な方としましては、それ以外の方になりますが、高校生等のみを養育している保護者。高校生につきましては、町のほうで口座を把握しておりませんので、申請をいただいて口座を届け出ていただく必要がありますので、どうしても申請が必要になります。それから、児童手当を受けている公務員。公務員は、それぞれの所属している、例えば役場ですとか県庁ですとか、そちらのほうからの支給になりますので、役場のほうでは公務員の方の口座のほうは把握していないので、こちらでも申請いただくような形になります。それから、新生児の父母等ということになります。

その他になりますが、申請が不要な方への振込は、こちら12月27日の予定となります。書き換えてください。それから、申請が必要な方への振込は、申請をいただいて、その後の振込手続となりますので、1月以降となる予定となっております。

概要としましてはこちらになりまして、それでは議案書のほう戻っていただきまして、議案書27ページの下のほうですが、こちらにかかる経費といたしまして、まず1節報酬、事務補助員報酬ということで8万4,000円をお願いしております。それから、3節職員手当等、時間外勤務手当19万2,000円の増額をお願いしております。それから、8節旅費、費用弁償ということで、事務補助員の通勤手当ということで3,000円をお願いしております。それから、28ページに移っていただきまして、10節需用費、それぞれ消耗品、印刷製本費ということで申請書、コピー用紙ですとか、あと案内ですとか決定通知を送るための封筒の印刷代ということで、それぞれ3万円と7万7,000円をお願いしております。それから、11節役務費、通信運搬費14万6,000円、こちらは郵便料となります。それから、手数料9万6,000円、こちらにつきましては口座振込手数料となります。それから、12節委託料、電算業務委託料ということで、国の制度に対応したシステム改修が必要となりますので、そのシステム改修費83万3,000円をお願いいたします。それから、18節負担金補助及び交付金6,470万円は、5万円掛ける1,294名分の本体分となります。

子育て世帯は以上になりますが、続きましてその下、灯油購入費助成事業になります。こちらにつきましても事前配布の保健福祉課資料、資料ナンバー3のほうをお手元にご用意ください。それでは、灯油購入費助成事業です。この世帯数の計上におきまして、今回2,000世帯というふうに変過大な積算を計上してしまい、大変申し訳ございませんでした。今回補正予算作成までに時間がなかったこともありまして、町で非課税世帯というデータ自体は、保健福祉課も町民課等どこも持っていないものでして、それで以前実施しました、令和元年に実施した例えば田上町プ

レミアム付き商品券事業のときの郵送数、発送数などを参考に計上させていただきました。そのときは時間もない中で1,700、800通ぐらい発送していた実績がありまして、それに余裕を持って2,000ということで計上したのですが、またその後時間がある中で精査したところ、それが世帯数と人数の捉え方等に誤りがありまして、大変過大な計上となりました。今現在、精査した中では900世帯から1,000世帯、900台になろうかと思ひまして、追加提案の中で、この灯油購入費助成事業につきましても2,000世帯計上していたものを1,000世帯ということで減の追加提案をお願いしまして、併せてそれに関わります事務費等も提案させていただく予定となっておりますので、大変申し訳ございませんでした。

では、すみません、この事業の概要を順番にご説明申し上げます。まず、目的につきましては、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、今冬における灯油価格の急激な上昇により、厳しい生活状況にある生活困窮世帯等を支援するため、灯油購入費の助成をするものでございます。

助成額につきましては、1世帯当たり5,000円となります。

支給方法につきましては、現金による助成、口座振込となりますが、現金給付となります。

対象世帯につきましては、2つありまして、①、生活保護世帯、それから②、住民税非課税世帯です。

支給方法につきましては、対象世帯からの申請により、対象世帯、非課税世帯等であることを確認し、口座へ振り込みます。米印ですが、対象となると思われる世帯に対しまして案内チラシと申請書を同封したものを郵送し、周知を図ります。

最後、その他ですが、この事業は新潟県によります灯油購入費助成事業補助金の対象です。この事業は、県が1世帯当たり2,500円を補助するものとなっております。この上記の県補助事業につきましては、すみません、ここ令和4年2月28日となっておりますが、その後県のほうも改めまして、3月8日まで、若干日にちを延ばしていただきましたので、3月8日までに町から対象世帯への振込が完了するという必要があります。なお、この事業につきましては灯油券を配布いたしまして、町内のそういう灯油を扱う業者とかの支援という意味も含めて、そういう方法も検討したのですが、事業完了までに大変期間が短く、それを完了することが難しいと見込まれることから、現金支給方式ということで提案させていただきましたので、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書28ページの一番下のと



ころになります。灯油購入費助成事業、1節報酬、事務補助員報酬36万300円の増額をお願いするものです。3節職員手当等、時間外勤務手当24万円をお願いするものです。それから、10節需用費、消耗品費ということで、申請書、コピー用紙等ですが、4万8,000円の増額をお願いいたします。それから、11節役務費、通信運搬費につきましては、郵便料35万6,000円をお願いしております。それから、手数料、口座振込手数料ということで、22万円をお願いしております。一番最後、19節扶助費、灯油購入費助成1,000万円、5,000円掛ける2,000世帯ということでお願いしております。

私の説明は以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、議案書の30ページのほうをお願いをしたいと思います。30ページ、一番下のほうになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費4万6,000円の増額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。事務局費、4節共済費、共済組合負担金ということで4万6,000円の増額ですが、標準報酬月額の設定により追加をお願いするものでございます。ここでは4人分の職員分となっております。

続いて、31ページのほうをお願いしたいと思います。3項中学校費、1目学校管理費13万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いしたいと思います。田上中学校管理費、10節需用費、光熱水費ということで13万5,000円の増額となりますが、こちらのほうにつきましては、中学校プール周りの漏水によりまして水道料に不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費15万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いしたいと思います。生涯学習事業、4節共済費、共済組合負担金ということで15万2,000円の減額ですが、こちらも標準報酬月額の設定によりまして減額となるものです。こちらは、2名分の職員分となっております。

続いて、5項保健体育費、1目保健体育総務費7万円の増額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。保健体育総務費、7節報償費、全国大会出場褒賞7万円の増額ですが、全国大会出場褒賞が当初見込みよりも増えておりまして、春以降39名の選手に褒賞しております。今残のほうでゼロとなっております。今後申請があった場合に予算が足りないということで、7名分、見込みですけども、追加補正をお願いするものであります。

続いて、32ページのほうをお願いしたいと思います。4目学校給食施設費2,000円

の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうお願いいたします。学校給食施設費、4節共済費、共済組合負担金ということで2,000円でございますが、こちら標準報酬月額確定によりまして、不足が見込まれることから追加をお願いするものです。こちらは、4人分の共済費となっております。

歳出の説明は以上で終わりたいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩したいと思うのですが、その前に委員長から1つだけ聞きたいことがあります。保健福祉課長補佐、今回児童手当については当初予算なので、これは明らかなミスだと思うのですが、今回の灯油費に関しては、今課長が長期の休業状態になっていることが、あと3回目のコロナワクチン接種等々、過重な労働状況の中で生まれてきたミスではないかとも思われるのですが、かなりの労働状況、または時間外の勤務の状況とかが過大になっているのかどうか、労働状況について明らかにしてください。それから休憩します。言いにくいところはあるかもしれませんが。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどの委員長のご質問ですが、大きく分ければ過重になっているのかなというのは感じております。といいますのも、もともと庁内どこの課も今そうなので、業務の内容が増えてきている中、保健福祉課も、もともと新型コロナウイルスが始まる前から割と負荷がかかる課でした。そこにまず新型コロナウイルスから始まったのですが、最初感染症が始まりまして、その関係の対応で大分そちらのほうに時間も取られるようになりました。その後ワクチン接種事業というのが入ってきまして、国もこれは今までの一般的な事業とは違って相当大変な事業だというのは最初から言われていたことなのですが、やってみますと課の中、庁舎内全部影響がありますけれども、中でもワクチン接種は相当難儀といいますか、重い事業です。今も続いております。その中で、またここに来て国のほうで補正予算等で新型コロナウイルスの関連でいろいろ事業が出ていますので、それは福祉の面の事業が多くありますので、それは私たちのところが担当する部分だとは思いますが、業務が次から次へと重なってきているという状況にありますので、その業務の状況、それから職員の労働ですとか時間外等含めた中では、委員長おっしゃるように負荷は担当課みんながそれぞれ相当あるなというのは感じているところです。よろしいですか。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 状況確認できました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時40分 再開

社会文教常任委員長（池井 豊君） 皆さんおそろいのようなので、委員会を再開したいと思います。

質疑に関して皆さんにお願いを申し上げます。給付金の5万円から10万円に変わった件については、後日追加提案で調整中ということですので、その経緯についての質疑はそのときに行うようにお願い申し上げます。

それから、今回の灯油の件につきましては、1,000世帯と2,000世帯の差異についても、追加で議案が提案されるとのことですが、これは保健福祉課の勤務の状況や様々なことに関連すると思うので、これに関しては質疑を受け付けたいと思っております。

それでは、質疑に入ります。議案第40号全般について質疑に入ります。質疑のある方。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 私2点ほどご質問させていただきます。一気に言うと混乱しますので、1つずつ申し上げたいというふうに思います。

まず、児童手当の事業、先ほど来算定ミスがありましたということで、間違いは当然あるので、傷口に塩塗ったりするつもりはない。ただ、私が問題にしたいのは、そのチェック体制、これがルールにのっとってやったものだったのかどうなのか。ルールを逸脱したのであれば、なぜ逸脱をしなければいけなかったのか、その背景は何かというのを聞きたい。私も人的に不足をしているのではないかというのが頭の中にある。というのは、私は昨年度の一般質問で、財政規律という項目の中で、田上町の類似団体、57団体だったかな、あった中で人数割合を比較したのが記憶にあるのです。1,000人当たり1.6人、田上町は人員が少ないという数字だった。そうすると、人口を掛けてやると20人ぐらい田上町のそもそもの職員数が少ないのではないかという、そんな背景があるものですから、今まで申し上げたようにそのチェック体制というのがあるのでしょうかから、そのチェック体制、今回の場合は本来はこうやらなければいけなかったものを、ここをはしょってしまってこうやって、それで間違ったとか、そういう原因がはっきりしたものがあるのかないのか、ここをまず1つお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

副町長（吉澤深雪君） 所管課から上がってきたものについて、所管課の中でもチェック体制、担当係いますが、その後の予算編成の話になるものですから、私のほうか

ら申し上げます。

各担当課から要求上がってきたものについては、財政のほうで当然チェックはいたします。その算出根拠なり算定基礎を含めてチェックをしていくと。ただ、この児童手当について言えば、毎年やっている仕事であり、児童数、そう変動するわけではありませんので、担当課の上げてきた数字をうのみにしたということでありませぬ。児童手当、この二、三年、当初の見積りが大きく、甘過ぎて、年度末にかなり減額補正をしたり、あるいは未執行というか、執行残を多く残すことがあり、問題視もされ、議会から当然そういう関係で指摘を受けていましたので、令和3年度の当初予算に当たっては、十分注意は私のほうしたのですが、今回大きく昨年に比べて減っているということで、人数、中身までは、特にそこまでは指摘はせずに、あとはそのまま信用してしまったということでもあります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどの課内のチェック体制についてなのですが、基本的には予算作成のときにまず担当が一番状況等分かりますので、積算したものを、本来その次に係長、それから課長補佐、課長ということで、内部で責任があるところで順次チェックするべきところが本当なところではあります。ただ、実務的には、当然してはいるんですけども、全部ができていないというのも、すみませぬ、正直なところで、その中でチェックの度合いというのも大枠で、例えば前年度と比べて異常がないですとか、一般的な部分でのチェックはもちろんできるのですが、実際の積み上げのところの中の部分までをもう一度上司のほうで確認しながらというところまでは、できるものとできていないものが実際にはあるというのが現実でして、今回のこの部分については具体的な積み上げが、中身のところまで入って、上司のほうで確認ができていなかったというところが現実であります。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

結局絶対あり得ないのだけれども、チェックはしたのですけれども、間違えましたというパターンだよね。これは、予算というものはそもそもどういうものなのか。例えば予算委員会、あれだけ特別委員会の中でけんけんがくがくとやっている。その中で、副町長からもお話あったように、各課から集まってきた、それを精査する、そこも素通りをしている。今回全くもってどこもチェックがなされていないと、こういう状況なわけです。これは、たまたま保健福祉課だけなのか、あとほかの課もこういうものがあるのかないのか。一事が万事という言葉があるので、たまたま偶然当たっているとか大きく外れていないという、そういうだけにしかすぎないようなチェックであれば、これは問題だろうと思うのです。これ本当に足りないまんま

ずっと気づかずにやっていたら、途中で金ないではないかと、事業をやれないではないかと、こういう話になるわけです。そうすると誰が一番困るかって。町民が一番困るわけです。いつもこの時期に入ってくるのに、何でこれ今回入っていないのだと、こういう話になる。そこに至る前に気がついたということはいいでしょうけれども、私は何か人的にチェックができないのであれば、仕組みとしてチェックができる、そういうものを頭をひねるべきだと思います。本来であればやるべきものをやっていなかったわけです、やるべきものを。簡単に言えば担当者任せという話。けれども担当者は責任取れないわけです。その上にどんどん、どんどん、組織である以上、責任取るのは一番上の人。担当者に責任取れと言ったって取れないのですから、そこは、これだけで終わってくれればいいけれども、恐らく今の感じからするとほかにもそういうものがあって、たまたま年度の終わり頃になると補正予算の中で、増減整理というような形でうやむやになるのだらうと思う。だから、その辺はもう少ししっかりと、系統的に例えば数字を入れていったら何かぱっと出てくるとか、ほかの市町村によく聞いてみればいいのです、全部手計算ではなくて。そうでなかったら、前年度と比べてみて大きく増減してれば異常値だなということで、そこで本来は気がつかなければ駄目なのだらうけれども、保健福祉課のその1つのものだけではなくて、ほかにもいっぱい精査しなければ駄目なのがあるから、どうしても見逃してしまう。そういったものもそれこそ執行が言うように今後研究課題として、そういう仕組みづくり、人に頼るのではなくて、システムでそういったものを防止するというやり方を、ぜひとも追求してってもらいたいなというふうに思います。これが2度、3度重なると誰の責任という話になると思うのです。だから、そこは十分気をつけていただきたいというふうに思いますので、これについて例えばシステムチェックとかそういったものを今後研究されるかどうか、これ副町長、どのようなお考えか、それだけお聞かせください。

副町長（吉澤深雪君） どういうチェック体制がいいかというのは、当然提案する側としては十分研究していきたいというふうに考えております。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） では、今度2つ目、灯油購入費助成事業ですけれども、見込みが2,000世帯ということで、これ私が聞いている部分では、県がもう急いでやってくれ、やってくれと言ったから、取りあえず補正予算つくらなければ駄目だからやったという、何かそんな裏事情とは言わないけれども、私はそういうふうに聞いている。そういったものがもし事実であれば、そういうものははっきり言えばいいのです。やむにやまれず取りあえずやらなければ駄目だったと。だ

から、その事実をはっきり言わないと、単なる怠慢ではないかという話になります。4,000世帯しかない中で2,000世帯がこういった、言葉は悪いですけども、低所得者層と、田上ってそんなに所得低いのかという、そこを初め思うわけですから、拙速、早くやることをよしとする、そういった事情があったということをしつかり説明をしないと我々勘違いしますから、そこは課長補佐であれ、県とのやり取り、県にすぐやってくれと、田上対応できない、取りあえずぐらいただと、その数字はここから引っ張ってきたら、大分違っていただけですけども、それで出したのですと、こういうことはっきりと説明しないとイケないなというふうに思っています。

それから、この対象世帯も生活保護世帯であるとか、住民税非課税世帯とかあるのですけれども、支給方式、支給方法の中で、対象となると思われる世帯に対してということ。思われるという、行政が文書を出すときに、あなた対象になるかどうか分かりませんが、一応案内しますなんていうことあまりないのではないですか。あなたは該当しますよというような形で、案内を差し上げるのが私は普通だと思うのですけれども、これについて聞くところによると住民税非課税世帯の捉え方がなかなか難しいのだと、こういう話も聞きますけれども、もらったほうとしてみれば、いや、もらえらと思っていただけでも、もらえなかったと、こういうことにもなりかねないので、この辺確定した状況で発送できるかできないか、これについてお聞かせいただきたい。課長補佐がいいのか副町長がいいのか分かりませんが、これ1つお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません、今ほどの対象世帯と思われるという部分についてなのですが、正直に申し上げますと、非課税世帯を確認するというのは、本来申請があってから確認することはできるのですが、行政のほうで必要ではない課税情報というのを確認するというのはできないことになっておりまして、本当は確認できて確定して、あなた対象者ですよという形でお送りできれば一番いいのですけれども、それが正直申し上げますとあまりよくない部分もありまして、ただ、かといって全員の皆さんにご案内差し上げると混乱を招く可能性もありますので、そういう意味であらかじめ町のほうで見させていただいて、確定した形で対象ですよという言い方はせずに、対象となるかもしれませんのでという形でご案内を差し上げるといふうちに、ちょっと苦しい中、こういう形になっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

副町長（吉澤深雪君） 1つ説明を補足します。

税情報を利用するのは、本来であれば本人から同意を得てからでないといけない

と。それを勝手に町のほうで、行政のほうで担当課以外が確認するというのほうま  
くないということでもありますので、その辺町民課の税担当と協議した中で、どうい  
うふうな形でやっていけるかということを進めていくようなことで、こういう紛ら  
わしいというか、はっきりとは言えないのだけれども、対象になると思われるとい  
うふうな、そういうふうなことで案内していきたいということでもあります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 課長補佐、小野澤委員の前段の質問で、県から突  
然この事業、灯油の事業が出てきて、早くやるべき特別な事情があったのかどうか、  
その状況について教えてください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません。お答えが漏れておりまして申し訳ござ  
いけません。

今回のこの灯油購入費助成事業を提案させていただいた時間的な流れなのですけ  
れども、まず12月1日水曜日なのですけれども、この日の午後3時半から県のほう  
で灯油購入費に係る説明会を県内市町村に対して、ズームの会議でしたけれども、  
やりますので、それ見てくださいということで連絡がありまして、12月1日水曜日  
の午後にまずそれを見ました。その中では、県のほうでこの事業は、県内市町村実  
施自治は足並みをそろえて、一刻も早く取り組むようにということで強い要請があ  
りました。その具体的な給付内容とかはそれぞれに任せるということだったのです  
けれども、実施すること自体は早急にやってほしいということで話がありまして、  
12月議会の日程の関係になるのですけれども、12月補正の関係で、その議案の関係  
等もありまして、6日月曜日になるのですけれども、その時点ではもう完成した  
ものがないと間に合わないというスケジュール的なものがありまして、1日水曜日  
午後、それから2日木曜日、3日金曜日の中で全部、制度設計からどういうふう  
にするか、数値を上げてということで、通常ですと考えられないような大分短い間  
でしたので、そういった事情がありましたら、すみません、説明が落ちておりました。

以上です。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 今みたいにちゃんと説明すると我々委員は納  
得する。だから、大事なことを言わないで、正義感が強いのかもしれないけれども、  
自分らが悪いのだみたいな言い方なんて損ですよ。事実は事実、いや、私は悪くな  
いのだというような、そういうことを言わないと、我々はそうでないと2,000世帯、  
でたらめを出したのかという話になるわけ。いや、そうではないのだと、もう急い  
で急いで、それで引っ張ってきた数字も、プレミアム付き商品券云々もそこから簡  
易的に引っ張ってきたのだというぐらいのこと言えば、まあしようがないやねと。

では、今実際どうなんねと、こういう話になるわけだ。一番大事なところは、課長補佐、そこは遠慮しないでちゃんとはっきり言いなさい。あなたが悪いなんてことないのだから。

あと副町長が言われた、個人情報の扱って確かにそのとおりなのです。目的外で使えないというのがある。これほかの市町村も同じようなやり方をやるのですか。こういう該当しそうなところに出す、これはほかの市町村には確認してありますか。それともこのやり方というのは田上町独自ののだろうか。その辺はいかがですか。保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 申し訳ございません。ほかの市町村のやり方は、すみません、確認しておりません。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 忙しいのは分かるけれども、ほかの市町村とある意味では情報交換しながら、例えば三条市とか、田上町よりはるかに多いところあるわけだから、あなたのところはどういうふうにするのかということ聞きながら、いい知恵があればそれを使うべきだろうと私は思いますので、そこはさっきも、今ほど申し上げたように、いろいろそれなりに対象になりそうな人に発送するわけですね。けれども、そのなりそうな人を選ぶためにも本来個人情報を使っているわけ、厳密に言うと。だから、さっきグレーという言い方あったけれども、そこまでは私責めないのだけれども、であれば、そういうグレーゾーンであればあるほど、ほかの市町村、あるいは新潟市みたいな政令指定都市と言われるところがどういうふうにやっているのか、ここを根拠のよりどころというか、そういうものをしてやらないと、田上だけ自分らで考えたやり方でいいかということ、そういうことでは私は決してないと思っていますので、これについてぜひともほかの市町村、全部聞けとは言いませんけれども、主要な市であるとか町村、これは聞いて、その上でいいものはまねて、なるべく手紙が行った人がほぼ全員該当するのだぐらいの形の制度であるべきだろうというふうに思いますので、それだけ1つやっていただきたいというふうに思います。これについては答弁要りませんので。

以上です。

6番（中野和美君） 私も2点ありまして、まず1つ目、灯油のことをお尋ねさせていただきます。

これ申請式なのですけれども、申請式ですとうっかり申請し忘れてたりとか、おっくうになってしまったりということがありますが、実際申請式といたしましても郵送した世帯からどういうふうにする書類を、口座を書き込んだ書類を返送してもらうのか、それとも役場窓口で提出してもらうのか、それをお聞かせください。



保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 申請書に口座情報を書いたものを、郵送でも窓口への提出でもどちらでも結構なのですが、お出しただいて、それによって私たちが口座を分かることになりますので、いずれかの方法で出していただくようなことを考えております。

6番（中野和美君） それは、返信用封筒とか入っているのでしょうか。というのは、今までもあったと思うのですが、灯油助成しますよというのに取りに来なかった、申請しなかったという方、直接窓口に行くのだと抵抗があるとか、そういう方が少なからずいらっちゃったということを知っています。直接郵送で返信できるのであれば、この前の定額給付金のときのようにとてもやりやすいのかなと思ったので、聞きましたが、どうでしょう。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） このたびのこの事業につきましては、返信用の封筒までは考え至っておりませんでしたので、そちらのほうの用意はしておりません。

6番（中野和美君） そうすると、また出さない人も出てくるのかなと心配しています。生活保護の申請のときもそうなのですが、みんな誰だってプライドがあると思うので、その申請に、5,000円もらうために行くというのはなかなかできない人もいらっちゃうのではないかなと、その辺危惧していました。考えていただけたらなと思います。日にちがあまりないのですけれども、配慮していただけたらなと思います。

もう一つは、教育費のところなのですが、水道料、これ何の水道料かなと思ったら、プールの漏水の件だったということなのすけれども、そうしますと先週的一般質問で渡邊議員も今朝見てきたらということをお話ししていましたけれども、まだ漏水は続いているのでしょうか。この中に修繕費は上がってきていないので、今水道光熱費として水道上げていますけれども、13万5,000円、今後もかかってくる必要があるのか、修繕費は今後こういう経費の中に出てくるのか、その辺お聞かせください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません、返送の関係なのですが、経費等のことがありまして、そこまで今のところは考えておりませんでしたので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 水道料に関してのご質問でございますけれども、夏場プールの関係の水を開栓したところ、漏水したと。令和2年度、新型コロナウイルス関係でプールの授業を実施しなかったということで、前年度の修繕要望が出ていなかったという部分ございまして、実際令和3年度にプールに入るときに漏水が発覚したということで、プールの時期のみ開栓しておりまして、現在は漏水のほ

うは元栓止めてありますので、漏水はしておりません。修繕のほうについては、新年度予算のほうでの対応を考えているところでございます。

6番（中野和美君） それでは、灯油のほうからいきます。

そうしますと、そういう郵送料のことはいろんな経費の中には見込まれていないということですね。そうすると、せっかく県が早速やれという事業なのですけれども、なかなか申請が出にくくなるのかなと思っています。その辺の一工夫考えていただけたらなと思います。もし申請が出ないでしまった方の分、余分に予算を計上してあるのであれば、そういう経費も考えていただかなければいけないかなと思うのですが、もう間に合わないでしょうか。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 返信用の切手代、封筒代を上げることは間に合うのか間に合わないのか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 例えば地区の民生委員にもお願いしまして、民生委員に届けていただくとか、そんな形も考えていきたいと思います。

10番（松原良彦君） 私もプールの関係について、31ページですけれども、お聞きしたいのですけれども、聞くところによるとなかなか要はばたばたして大変なのだと、そういうような話も入っています。また、田上においては田上小学校で死亡事故も起こした経過がありますので、そういうもの、危ないところは早く修繕し、皆さんに喜ばれると思うのですけれども、これ今回予算ついておりますけれども、この予算でしっかりしたものができるのかできないのか、そこら辺お願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 松原委員、今回はプールの補修の予算は、修繕費は上がっていません。今回は、修繕費予算ではなく水道料の。

10番（松原良彦君） 水道料の。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 水道料だけです。予算は、だから答弁で来年度予算で要求していくというさっきの話でした。いいですか、では。

10番（松原良彦君） はい。

2番（品田政敏君） 私、灯油費補助の件でお伺いしますが、私奇異に思うのです。議会先週終わった段階で町民課のほうに聞きに行ったら、今精査中で分かりません、分かりませんと言って、逃げられたというか、そういうふうで結果教えてもらえなかった。これ会計のほうにもお聞きしたのですが、非課税世帯というのを押さえていないというのが私にはすごく奇異に思うのです、徴収するほうが。これ押さえていないというふうに私は先週の段階で、町民課も問題だなというふうに私思っていたのですが、その辺お聞かせ願いたいと思います。

町民課長（田中國明君） 基本的に個人住民税等になりますから、世帯でどうだというようなデータというものは町民課では持っておりません。ですので、町民課でどうしてもそのデータを出してくれということになれば、世帯というものは住民基本台帳のほうで持っているものになります。ですので、住民基本台帳からまずその世帯台帳を引き抜き、その上で個人の税情報をぶつけて非課税世帯を把握するというようになりますので、その作業をやるだけでもかなりの時間を要するというのが現状であります。まして、先ほど小野澤委員の質疑にあったように、より正確なもので成果を、もうほとんど100%に近いものにしてくれというようなことになってくれば、そう簡単にできるものではないということでありまして、決して町民課がいかにげんに物事をやっているというようなことではございませんので、ご理解いただければと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 会計課は関係ないですね、これ。

会計管理者（山口浩一君） 会計課ではお金を預かるだけです。税情報については全く持っておりませんので、よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君） 教育委員会の全国大会の出場者の褒賞、この基準を聞かせてもらいたいと思います。例えば中体連、高体連の大会に準じて全国大会行ったという、どうも数ではないような気がするのです、39人というのが。だから、その辺の今の基準をお聞かせ願いたいと。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、内容については補佐のほうで回答させていただきます。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 諸橋です。

褒賞金を支払う基準なのですけれども、新潟県内ですとか北信越大会とかの予選を通過して、全国規模の大会に行ったものというような規定になっております。ですので、中体連、高体連、もちろんそうですし、あとは美術関係ですとか俳句ですとか、そういうのも予選があれば対象になっております。

以上です。

9番（熊倉正治君） 基本的な部分でお聞きをしたいと思うのですが、私9月の議会で職員のことについていろいろ質疑はしました。その中では、組織体制がどうのこうのという話は私はあえてしませんでしたけれども、今回の児童手当の問題、灯油の問題、いろいろ答弁聞いていると、職員体制が、職員が不足というようなのが結論めいたような話になっているようですが、そのことが、言い方は悪いですが、正しい状況だったということであれば、保健福祉課だけではないと思うのです。庁内全

体、どこにおいてもそういう状況が私はあるのではないかというふうに思います。そういう意味で言えば、職員採用のこともお聞きをしましたけれども、そういったことで職員の不足をしているという認識があるとすれば、ここには手当の関係は、特に超過勤務の関係や臨時の関係ですか、事務補助員の報酬とかいろいろ新型コロナウイルスの対策と、この中では補正予算見てありますけれども、超過勤務をしているのだから払うのは当然としても、一過性のものだからこれでいいのだというようなことで、果たしていいのだろうかというふうに私はずっと思って見ていました。そういう意味で言えば、今後の町の職員体制ということも考えた上でやっていくとすれば、各課の人員体制というのは本当にこれでいいのだろうかということ、ぜひ来年度に向けて考えてもらいたいなというふうに思いますし、たまたま人と役場の職員の話をしていましたら、これはOBではありませんから、大変言い方悪いですが、役場はブラックだと。もう本当に言い方悪いですよ。そういう言い方をして、採用試験なんて応募しないほうがいいよみたいな話をしていた人がいました。そういう風評がどこまでつながっているかは私は分かりませんが、ぜひそういったことも考えながら、職員のことをもうちょっと、町長を先頭に考えてほしいなというふうに私は常々思っておりましたが、その辺はどのように、今すぐここでこうしますなんていうことはないと思いますけれども、ぜひ考えてもらいたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） 今熊倉委員のご指摘をされた問題、非常に重く受け止めております。保健福祉課だけの問題ではないと思っておりますし、ほかの課にもそういうことが言える今状況であると思っております。特に今回の保健福祉課については、先ほど課長補佐のほうからも話がありました。新型コロナウイルスの感染症が始まってから、感染症対策、そしてワクチン、そして今そうした支援事業と申しますか、非常に次から次へと事業をしなくてはならない、そういう今状況になっております。そういうことからして、本当に今熊倉委員のおっしゃられたことについては、私自身も考えなくてはならないと思っておりますし、そうした人的な体制、真剣に取り組んでいく、考えていかなければならないなというふうには受け止めております。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 休憩中に小野澤委員から最近の保健福祉課の時間外の状況どうなのかというような話があって、担当課にも聞いていたので、その件報告してもらえますか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、時間の関係で11月分、1か月分ぐらいしかまとめ切れなかったのですが、職員の時間外勤務の時間数の合計だけにな

りますけれども、係で分かれていますけれども、福祉係のほうで106時間くらい、11月の1か月間です。それから、衛生係のほうが127時間。

(係よりも人数分かりますかの声あり)

保健福祉課長補佐(棚橋康夫君) 16名になります。課長を除いて16名になります。すみません、もう一度申し上げます。主に3款のほうで106時間、4款のほうで51時間、それと別に新型コロナウイルスのほうで127時間、これが11か月、1か月間の課員全員の合計分の超勤の時間になります。

社会文教常任委員長(池井 豊君) ありがとうございます。

番外から何かある。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) ほか委員の皆さんないですか。いいですか。

傍聴人(今井幸代君) 番外で申し訳ありません。幾つか考え方聞かせてください。

まず、数字の部分で把握している部分で教えていただきたいのですけれども、今回18歳以下の子どもを対象に臨時特別給付金支給がされるのですけれども、このうちでまず対象外に現在なっている特例給付を受けておられる子どもの数というのが、どの程度になるのかお聞かせ願えますか。

保健福祉課長補佐(棚橋康夫君) おおむね27名程度です。若干誤差があるかもしれないですけれども、27名程度です。

傍聴人(今井幸代君) ありがとうございます。

約27名ということで捉えておきたいなというふうに思うのですけれども、この児童手当、子どもたちの未来を開くという観点から、その養育者である子育て世帯のほうに給付金を支給することなのですが、そもそもこの児童手当の制度の問題もあって、基本的に養育をしている方1人の収入状況しか見ません。そうなってくると、仮にお子さんがお二人いるようなケースであれば、そのお一人の方が、夫婦いずれか、どちらかがおおよそ年収960万円を超えると、奥さんは専業主婦、お子さん2人いて、収入が、ご主人の年収がおおよそ960万円超えると児童手当の対象にはなりません。しかしながら、夫婦共働きで奥さんとご主人と2人で500万円ずつ収入があったとする、給与収入が500万円ずつあって世帯収入1,000万円となった場合は、児童手当の対象になります。実際に児童手当は0歳から15歳までです。そうなってくると、児童手当満額受け取った場合は児童1人当たり198万円です。すみません、私の計算が間違っていたら申し訳ありません。198万円です。実際に特例給付の場合は、15年間で90万円で、その差は約108万円あります。そもそも制度

の中に不公平感を感じる部分が大きくある中で、今回こういった形でまた児童1人当たり10万円という非常に大きな金額ですから、そういった不公平感を是正しないままというのはいかがなものかなと。これらの補正が今後またあるというふうなところにもなっていますし、これまでも質疑、答弁の中で保健福祉課の労働状況は非常に困難な状況に陥っている、町長も冒頭の答弁でパンク状態にあるというふうにおっしゃられていました。今回のこの18歳以下の臨時給付金の事業で言えば、何の事務手続が一番大変かと言え、高校生をみの保護者の方たちの課税状況、収入状況の確認というのが一番面倒な作業になってくるのだろうというふうに思います。そうなることを考えると、国のほうは各自治体で財源を確保するのであれば、所得制限の撤廃は容認する考えを既に示しています。こういった部分は、この議会の中でなくとも、ぜひ早急に町の中で考えをまとめて、所得制限撤廃をすれば口座手続の口座の確認だけすれば振込ができます。これは、大きな事務負担軽減に私はつながるというふうに思いますので、ぜひそういった前向きな考え方をすべきではないか。そもそもの児童手当の不公平感、そして現状の保健福祉課の労働状況のことを考えれば、事務手続を簡素化することが非常に重要なことかというふうに思いますが、考え方お聞かせ願いたいなと思います。

副町長（吉澤深雪君） 1つ提案をいただいたという、問題、その制度のひずみというか、問題ということで、課題をいただいたということで、それについては今後の新型コロナウイルスの対策ということで検討していきたいと思います。ただ、事務手続の軽減には多分ならないのかなと。逆に言うと事務手続的には負担が増えるなというふうに考えております。というのは、国の制度で、この関係で言えば、当然請求をするのは請求しなければいけない、そのためにはこの要件というのは全てチェックした上での話になりますし、それ以外に特例給付の関係はまた再度それなりに、対象者、対象外という、国の交付金の対象外ということで町単独でやるわけですから、それはそれで手続的には変わらないか、逆に増えるかなというふうに考えております。ただ、事務手続以前の問題でそういう交付すべきかどうかという、そういう独自の中でやっていくのかどうかというのは、検討していきたいというふうに考えております。

傍聴人（今井幸代君） ありがとうございます。今担当課の少し話も聞くと、副町長おっしゃるとおり、事務手続の簡略化というところにはなかなかつながり切れないというふうな話だったので、ああ、なるほどというふうに思いました。ありがとうございます。丁寧なご答弁いただいたと思います。ぜひこの中ではなくて、今後の補

正予算の中で、そういった制度のひずみを十分捉えていただいた中で検討していただきたいと思ひますし、そのような検討をしたいというふうな答弁いただいたので、ありがとうございます。

あわせて、灯油購入費に関しても、制度のひずみという部分は一般質問でも申し上げさせていただきましたが、実際に65歳以上の年金収入だけの方、現役世代の方とも課税の所得の制限額というのは違いますから、そういった部分のひずみも含めて、今後そういった新型コロナウイルスの補正の中で、しっかりと検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後、すみません、対象世帯の申請の話の質疑とご答弁の中で、課税状況の確認というのが基本的には本人の同意なくしては難しいという話で、そうなったときに基本的に思われる世帯の方に案内を郵送する形になるわけですね。そうすると、お隣は案内が来たけれども、家は来ないとか、そういうふうな形にきつとなるのだろうかというふうになったときに、どうしてそれを把握しているのですかというふうな、何か町民の疑問になりかねない部分もあるのかなと思ひますと、個人の同意なくしてという部分非常に懸念されておられたので、なかなかその辺りが難しいなというふうにも感じているのですが、実際にただこれを「きずな」等で全体に通知をして、本当に対象世帯に情報が行き届くかというとまた難しい部分があるので、そのメリット、デメリットをてんびんにかけて、そういった部分を考えても、対象と思われる世帯にしっかりと案内を郵送するというふうな手続のほうが対象世帯のメリットにつながるのかなというふうに思ひて受け止めているのですけれども、そういう考え方で、受け止め方で間違いがないか聞かせてください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今井議員おっしゃったとおりに、対象となる方だけに出す方法と、そうでなくて例えば全世帯に申請書をお送りしてという方法と、てんびんにかけた場合にどちらがよりいい制度かということを考えて、対象となる世帯の方に案内を出してということが一番いい方法というふうに捉えて、この方法にさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、以上で議案第40号のほうの質疑を閉めたいと思ひますが、佐野町長、また1月から産休の職員も出てきますし、今回の予算にも各事業で時間外手当上がっています。職員の勤務体制が適切なものであるかをよく確認して、さっきも前向きな答弁ありましたけれども、制度改正やら職員増強について、よく注視していただきたいと委員長から申し添えておきます。

続いて、議案第41号、説明お願ひします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書33ページをお願いしたいと思います。議案第41号 令和3年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）になります。歳入歳出それぞれ1,200万円追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,600万円とする内容でございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、議案書の38ページを御覧ください。まず、歳入の関係でございます。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の関係でございますが、今回351万5,000円の増額をお願いするものでありまして、その内容といたしましては、歳出のほうでまた説明させていただきますが、高額療養費の増額によりまして、県の歳入を受けたいという内容でございます。

それから、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の関係でございますが、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、それから2節保険者支援分、これ両方とも、132万8,000円、それから48万7,000円ということで減額になっておりますが、これにつきましては令和2年分の収入状況が確定しまして、当初見込みよりも被保険者の方の収入がよかったということで、ここは減額という内容でございます。それから、5節財政安定化支援事業費繰入金の関係になりますが、533万3,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては保険者の責めに期さない特別な事情に対する公費支援ということで、交付税の中に80%算入されてまして、町の一般会計で20%プラスして繰り出ししていただくことになるものになりますけれども、ここにつきましては田上町の国保の被保険者の状況として前期高齢者の数が最近非常に多いというような形で、前期高齢者の数が多いということで田上町に余計に支援されたという内容でございます。

それから、7款1項1目繰越金の関係につきましては、442万9,000円の増額ということでありまして、これで令和2年度の繰越金は全て財源充当させていただいたということでもあります。

それから、1ページおはぐりいただきまして39ページになりますが、8款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金の関係でありますけれども、53万8,000円の増額をお願いするものでございまして、ここにつきましては令和元年10月から若干交通事故等ございまして、完治し、保険者からの医療費の精算による増額ということでございます。

それから、歳出のほうに移らせていただきます。議案書40ページになります。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費の関係であります。



補正額351万5,000円の増額をお願いするものでございまして、先ほど歳入でも説明させていただいたとおり、高額療養費の対象件数が昨年度よりも同時期で70件程度増えておるといような状況でありまして、その関係で増額をさせていただきたいという内容であります。今回の主な傾向としましては、心疾患の高額療養費の関係が多いといような状況でありますので、よろしく願いいたします。

それから、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の関係でございしますが、545万8,000円の増額をお願いするものであります。内容といたしましては、令和2年度国民健康保険保険給付費等交付金、これ県からの普通交付金になりますが、県のほうで毎年財源が足りなくなると悪いので、若干余計めに町のほうにお金を入れてくれます。その関係で、今回545万8,000円の返還金が生じたということでありまして、それらをお願いするものでございます。

次に、2項繰出金、1目一般会計繰出金の関係であります。302万7,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましても、令和2年度事務費繰入金  
の精算ということでございまして、令和2年度でオンライン資格確認システムの改修費に対して、当初補助金がつくかどうか分からなかったもので、その辺が不明確であったために一般会計でその財源について負担をしてもらっておりました。そういうふうなのですけれども、最終的に結果としまして国保側のほうで補助金を受け入れるために例年よりも若干返還金が多い状況ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

私のほうの説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 議案第41号の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いします。ないですか。

では、質疑を終了いたします。

続けて、議案第42号、お願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、引き続きまして議案書41ページを御覧いただきたいと思ひます。議案第42号 令和3年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございします。歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加させていただきまして、総額を歳入歳出それぞれ1億4,389万9,000円とする内容でございします。

それでは、議案書46ページ、御覧いただきたいと思ひます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金ということで、今回42万9,000円の増額をお願いするものでございします。その内容といたしましては、被保険者の所得がそれぞれ確定をいたしましたので、今回増額させていただくということでございします。

1 ページおはぐりいただきまして、47ページを御覧ください。次、歳出になります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今回42万9,000円、歳入と同額であります。増額をお願いするものであります。この内容につきましては、広域連合納付金ということでありまして、先ほど歳入で説明しました保険基盤安定負担金の確定によりまして、納付金はその分増額になるということになります。ここで申しますと、総体で軽減対象者が当初見込みよりも人数として約48名分差引きしますと増えたという状況で、今回42万9,000円を補正させていただくという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、いらっしゃいますか。

48名分増えたので、この納付金が増えたということでいいですね。

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議案第43号の説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、議案第43号、議案書48ページのほうをお願いいたします。令和3年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,622万8,000円とするものでございます。

それでは、53ページのほうをお開きください。今回の補正につきましては、全て令和2年度事業の確定によります精算、歳入におきましては受入れ、歳出におきましては返還等になりますので、よろしくお願いいたします。

あと、あわせまして今日当日配布でお配りいたしました保健福祉課資料ナンバー4のほうもお手元にご準備願います。それでは、53ページ、歳入です。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金116万2,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、今日お配りした資料ナンバー4のほうを御覧ください。こちらの一番上のところにナンバー1、議案書53ページということで、ここに過年度分ということで、今ほどの介護給付費交付金につきまして、説明を載せさせていただいております。右端の説明欄になりますが、支払基金につきましては、令和2年度の補助金交付におきまして変更交付を行っておりますが、その変更交付時よりも見込みの給付費が多くなりました関係で、その多くなった分の差を歳入として令和3年度で受

け入れるものになります。なお、介護サービス給付費の増ということで、すみません、ここで訂正お願いしたいのですが、見込み「8,899件」と書いてありますが、すみません、「8,832件」でした。「8,832件」と訂正お願いいたします。あわせまして、その右端ですが、増減「48件増」というところにつきましても、「19件増」ということで訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。なお、こちらにつきましても、当初予算計上時におきまして、その窓口の予算として1,000円を計上してある関係で、ここに載せております受入額116万3,997円というものと、議案書のほうに戻っていただきますと、議案書のほうでは116万2,000円ということで、ずれが出ておりますが、当初予算で1,000円分を計上している関係で、実績額との差が1,000円ずれておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、その下、ナンバー2です。4款1項2目地域支援事業交付金の過年度分ということで、今回受入額、補正額ということで23万5,539円、議案書のほうでは23万4,000円ということで、これも窓口の1,000円の関係でずれがありますが、こちらにつきましても、基準型通所サービスの増ということで、これも実績が多かった関係で、301件で見込んでおったのですが、実績339件ということで38件の増、給付自体が多くなりましたので、それに伴います支払基金交付金の負担分ということで、今回受入れを行うものでございます。

続きまして、その下の②番になりますが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金4,000円の増額をお願いするものでございます。こちらでも過年度分、令和2年度分になりますが、説明欄になりますが、対象者人数の確定による精算による繰入れということで、こちらにつきましても国の社会保障と税の一体改革、消費税増のときに、平成27年になりますけれども、消費税増分を利用しまして、低所得者の保険料の軽減という制度がございました。それで、今回はこの第3段階と言われる方につきまして1名の増がございまして、その1名分、3,600円の受入れを行うものとなっております。

それでは、すみません、議案書のほうお戻りいただきまして、53ページの一番下のところをお願いいたします。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金803万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、この後説明申し上げます歳出の財源の調整のために803万1,000円を繰入れさせていただくものでございます。なお、この繰入れを行った後の基金残高といたしましては、1億8,520万855円となっております。

続きまして、54ページをお願いいたします。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越

金3,179万7,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましても今回の歳出、補正の財源といたしまして、令和2年度からの繰越金を計上するものでございまして、今回この金額を計上することで繰越金は全額を計上したことになります。

続きまして、1ページはぐっていただきまして、55ページ、歳出のほうをお願いいたします。歳出につきましては、また資料ナンバー4の裏面、2ページのほうを御覧ください。こちら6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額3,192万円の増額をお願いするものでございます。そのうち2ページのナンバー1とナンバー2を合計したものが3,192万円となっております。まず、1つ目、ナンバー1が国への償還金ということで、説明欄に3項目ほど書いてございますが、いずれも令和2年度の事業費確定による返還になります。上から順に、一番上が介護給付費負担金の償還金、介護給付の本体といたしますが、一番大きな部分になりますが、それぞれ見込みと実績を比べた結果、1,950万570円の返還を行うものです。それから、2番目、地域支援事業交付金償還額6万4,228円ということで、それぞれここに説明を書きました。読みませんが、それぞれの事業におきまして事業費が確定したことに伴いまして返還を行うものです。それからもう一つ、介護保険災害等臨時特例補助金償還額14万8,000円ということで、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免という事業制度がありましたが、26名見込んでおりましたが、実績23名ということで3名減でしたので、その分を返還するものでございます。それから、ナンバー2、県償還金についてであります。こちら説明欄に記載させていただいたとおりです。それぞれ介護保険の給付費の負担割合は国、県支払基金とそれぞれ負担割合が決まっておりますので、今ほど国の償還金のところで説明申し上げたものの減分ということで、1,220万8,516円を返還するものでございます。

それから、続きまして、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金930万8,621円の補正をお願いするものです。こちらにつきましても窓口ということで、当初予算に上げていたものの関係で、補正額としましては930万8,000円ということですが、よろしく願いいたします。説明欄になりますが、こちらにつきましても上の2つ、介護給付費繰入金、それから地域支援事業繰入金につきましては、国、県と同様の内容のものを返還するものでございます。それから、一番下、事務費繰入金230万9,218円ということで、こちらにつきましては、事務費分は一般会計のほうから全額繰入れいただいておりますが、その関係で事務費が見

込みよりもかからなかったものを一般会計のほうにお返しするものとなっております。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言をお願いします。ありませんか。

では、質疑を終了いたします。

これより順次討論、採決を行います。

議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第39号について討論を受け付けます。討論のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

保健福祉課に申し上げます。今回ミスがあつて、冒頭で課員立ち上がって謝罪する場面がありましたが、当委員会審査を聞いて分かるように、保健福祉課の皆さんを責める委員は誰もいませんでした。これからまた3回目の接種やいろいろな事業が多くあると思いますが、ぜひこれにめげず頑張つて職務を執行することをお願いいたします。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

---

午前11時47分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年12月15日

社会文教常任委員長 池 井 豊